

議案第 89 号

特別区道路線の認定

上記の議案を提出する。

令和 2 年 9 月 15 日

提出者 世田谷区長 保坂展人

(説明) 道路法第 8 条第 2 項の規定に基づき、本案を提出する。

特別区道路線の認定

道路法（昭和27年法律第180号）第8条第1項の規定により、特別区道路線を次のように認定する。

整理番号	起 終 点	備 考
R 2 - 1	世田谷区大蔵六丁目 4 1 番 1 8 の内から 1 番 4 2 の内まで	別図のとおり
R 2 - 2	世田谷区宇奈根三丁目 1 3 番 8 の内から 6 4 番 2 の内まで	別図のとおり
R 2 - 3	世田谷区喜多見三丁目 5 0 1 1 番 1 9 の内から 4 3 8 6 番 7 の内まで	別図のとおり
R 2 - 4	世田谷区喜多見五丁目 4 3 8 4 番 1 の内から 2 9 0 9 番 3 まで	別図のとおり
R 2 - 5	世田谷区喜多見六丁目 2 6 5 7 番 1 7 の内から 2 5 5 1 番 1 の内まで	別図のとおり
R 2 - 6	世田谷区 大蔵五丁目 2 8 2 2 番 1 の内から 喜多見六丁目 2 6 5 6 番 9 の内まで	別図のとおり
R 2 - 7	世田谷区大蔵五丁目 5 9 番の内から 2 8 3 0 番 4 6 の内まで	別図のとおり
R 2 - 8	世田谷区大蔵五丁目 5 0 0 0 番 5 3 の内から 3 3 番 6 の内まで	別図のとおり

R 2 - 9	宇奈根三丁目 3 6 番 3 の内から 世田谷区 喜多見三丁目 7 9 番 2 の内まで	別図のとおり
R 2 - 1 0	宇奈根三丁目 7 3 番 1 の内から 世田谷区 喜多見三丁目 5 0 1 6 番 1 1 の内まで	別図のとおり
R 2 - 1 1	宇奈根三丁目 6 9 番 5 の内から 世田谷区 喜多見三丁目 5 0 1 6 番 1 3 の内まで	別図のとおり
R 2 - 1 2	2 5 5 0 番 5 の内から 世田谷区喜多見六丁目 2 5 4 7 番 1 2 の内まで	別図のとおり
R 2 - 1 3	2 6 7 4 番 4 の内から 世田谷区喜多見六丁目 2 7 1 6 番 1 0 の内まで	別図のとおり
R 2 - 1 4	大蔵五丁目 2 8 1 5 番 5 の内から 世田谷区 喜多見六丁目 2 7 8 5 番 1 5 の内まで	別図のとおり
R 2 - 1 5	1 番 2 地先無番から 世田谷区宇奈根三丁目 1 3 番 5 の内まで	別図のとおり
R 2 - 1 6	大蔵六丁目 4 5 番 1 2 の内から 世田谷区 大蔵五丁目 4 4 番 6 の内まで	別図のとおり

(参考)

番号	延長 (メートル)	幅員 (メートル)	面積 (平方メートル)	道路の現況
1	266.00	4.00から 11.81まで	1500.62	未整備
2	391.63	8.00から 8.17まで	3198.03	未整備 一部仮整備
3	410.61	10.00から 18.94まで	4739.35	未整備 一部仮整備
4	171.59	6.00から 16.33まで	1395.89	未整備
5	260.29	6.00から 8.00まで	1995.36	未整備 一部仮整備
6	247.14	8.00	1977.90	未整備 一部仮整備
7	187.10	9.00から 9.34まで	1698.77	未整備 一部仮整備
8	106.67	6.00から 8.95まで	713.59	未整備

9	107.28	6.00	643.89	未整備
10	83.92	7.50から 7.69まで	631.65	未整備
11	70.02	6.00	420.27	未整備
12	27.65	6.00	171.59	未整備
13	60.69	6.00	364.18	未整備
14	53.24	6.00	320.83	未整備
15	123.53	4.56から 5.10まで	598.55	仮整備
16	74.76	6.43	485.29	整備済

(参考)

案内図

—— 新たに認定する特別区道路線

街区 大蔵六丁目地内、宇奈根三丁目地内、喜多見三丁目地内、喜多見五丁目地内、喜多見六丁目地内、大蔵五丁目地内

